

越谷まちづくりフォーラム ～自治基本条例を私たちがつくろう～

◇日 時 平成20年2月10日(日)
13時～16時(開場 12時30分)

☆手話通訳があります。

◇場 所 越谷市中央市民会館5階 第2・3会議室

◇プログラム 司会進行 渡邊 ヒロコ

(1) 開会あいさつ 長澤 宏((仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会代表幹事)

(2) 市長あいさつ 越谷市長 板川 文夫

(3) 寸劇 「what 's the自治基本条例？」

勉強会参加者有志で書いた脚本を演じます。

脚本 大家けい子・内藤英一・村田恵子・渡邊ヒロコ(五十音順)

自治基本条例とは、自治の基本理念や市政運営の基本原則、市民や事業者の権利・義務などを定めることから「自治体の憲法」と言われています。

越谷市では、市民の皆さんの運営による勉強会を開催してきました。

自治の意義や条例の必要性をいっしょに考えましょう。



13時05分頃

場面1 ごみステーションで

市内のあるごみステーションで主婦がごみを捨てています。何かと面倒なごみの分別について、話をしているようです。

場面2 認知症の高齢者がいる家庭で

介護相談ボランティアが認知症の高齢者がいる家庭を訪問しています。60歳くらいの男性が何やら悩んでいるようです。

場面3 駅前で

若者がギターを抱え唄っています。自治基本条例の勉強会メンバーが、若者へシンポジウムのチラシを持って近づいていきますが、大丈夫でしょうか。

場面4 子育てサロンをやっている「ほっと越谷」で

「ほっと越谷」で、かわいい赤ちゃんを抱いている若いお母さんが話をしています。勉強会メンバーが審議会に誘っていますが、忙しそうです。

場面5 議員控え室で

ベテランの市議会議員と新人の市議会議員が議員控え室で話をしています。北海道のニセコに視察に行ってきたようです。

場面6 市役所喫煙室で

市役所の喫煙室で職員が話をしています。なかなかタバコをやめられないようですが、何かストレスでもあるのでしょうか。

(4) 基調講演

テーマ 「自治基本条例がもたらす協働のまちづくりとは」
講師 萩原 なつ子 氏

13時35分頃

講師プロフィール

特定非営利活動法人 日本NPOセンター常務理事
立教大学社会学部社会学科准教授
立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科准教授
博士（学術）

1956年山梨県生まれ。お茶の水女子大学大学院修了（学術博士）。（財）トヨタ財団アソシエイト・プログラム・オフィサー、東横学園女子短期大学助教授、宮城県環境生活部次長、武蔵工業大学環境情報学部助教授を経て、2006年4月から立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科助教授。専門は環境社会学、ジェンダー研究、市民活動論。（社）環境生活文化機構理事、2004年7月から特定非営利活動法人日本NPOセンター常務理事。

《休 憩》

(5) パネルディスカッション

テーマ「自治基本条例に期待するもの」

5名の勉強会参加者がパネリストとして出演します。自治会活動や市民活動などの、さまざまな経験をもとに年齢や性別、新・旧住民などの多様な立場から議論します。

14時45分頃

コーディネーター 稲本 尚司
パネリスト 有元 友和
池島 時子
大家 けい子
高橋 良江
増岡 武司（五十音順）



(6) 閉会あいさつ 佐々木 一彦（（仮称）越谷市自治基本条例に関する勉強会代表幹事）

基本理念

基本原則

権利・責務

最高規範



(仮称)越谷市自治基本条例に関する取り組み

市では、議会での質問や総合振興計画審議会の答申を踏まえ、第3次越谷市総合振興計画 後期基本計画に「自治基本条例など市民参加を促す仕組み・制度について検討する」ことを盛り込みました。

そして、条例を制定するに当たっての基本的考え方や条例づくりの進め方等について検討を行い、平成19年5月に「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針(案)としてまとめ、パブリックコメントを実施し、7月に決定、公表しました。

その後、市民の皆様が自治基本条例についての理解を深めていただき、今後の条例制定に向けた取り組みにご参加いただきたいと考え、講演会を8月19日に開催し、9月からは、参加者の自主的な運営による勉強会を月2回程度のペースで継続して開催してきました。

	日時	内容	会場	参加人数
講演会	8.19(日) 13:30～ 15:30	「新たな自治のしくみを考える」 —自治基本条例の制定に向けて— 講師：明治大学政治経済学部 教授 牛山 久仁彦 氏	越谷市 中央市民会館5階 第4～6会議室	112人
1	9.15(土) 13:30～ 16:00	「自治体の憲法に何を期待するか」(講義) 講師：慶應義塾大学法学部・同大学院法務研究科 教授 駒村 圭吾 氏	越谷市 中央市民会館4階 第14・15会議室	53人
2	9.29(土) 13:30～ 16:00	「他市の自治基本条例を読む」(ワークショップ) 講師：市民社会パートナーズ代表 庄嶋 孝広 氏	越谷市 中央市民会館5階 第2・3会議室	37人
3	10.27(土) 13:30～ 16:00	「審議会の組織について」(ワークショップ)	越谷市役所 第二庁舎5階 大会議室	26人
4	11.4(日) 13:30～ 16:00	「越谷市政の現状について」(事務局ガイダンス) 「越谷らしさについて」(ワークショップ)		29人
5	11.18(日) 13:30～ 16:00	「行政や職員に望むもの」 「情報の共有について」(ワークショップ)	越谷市役所	33人
6	12.2(日) 13:30～ 16:00	「市民を巻き込む方法について①」 ～自治基本条例制定に市民参画を進めるため～ (ワークショップ)	越谷市役所 第二庁舎5階 研修室1・2	24人
7	12.15(土) 13:30～ 16:00	「市民を巻き込む方法について②」 ～自治基本条例制定に市民参画を進めるため～ 「市民・議会・行政の役割について」 (ワークショップ)		31人
8	1.19(土) 13:30～ 16:00	「コミュニティ(地域共同体)について」 (ワークショップ)	越谷市 中央市民会館5階 第2・3会議室	32人

自治基本条例の内容について検討する審議会委員を募集しています。

公募による市民を中心とした審議会において白紙の状態から条例の内容について検討し、その結果を市長へ答申していただきます。

越谷市自治基本条例審議会委員募集要項

- 1 募集人数 27人以内
- 2 応募資格 市内在住の20歳以上の方
(他の審議会等の公募による委員、市職員を除きます。)
- 3 応募方法 2月15日(金)(必着)までに、①住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、応募動機、自己PRを簡潔に記入した書類と②「自治のあり方について」をテーマにした作文(800字以内)を越谷市企画部企画課まで提出してください(郵送・メール可)。なお、提出書類は返却いたしません。
- 4 その他 審議会は、4月から12月(予定)まで、月に2~3回程度平日の夜間や休日を予定しています。
※作文等による選考後、候補者が定員を上回った場合には、公開による抽選を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。選考結果は、本人あてに文書でお知らせします。

「審議会」とは・・・地方自治法に基づく附属機関として条例で設置する合議制の機関です。審議会は、市長の諮問に応じて審議等を行い、答申します。また、審議会の委員は、非常勤の地方公務員となります。

応募期間は、**2月15日(金)(必着)**まで。
多く市民の皆さんのご応募をお待ちしています。



問合先 越谷市企画部企画課
住 所 〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1
電 話 048-963-9112 (直通)
F A X 048-965-8028
E-mail 10021100@city.koshigaya.saitama.jp

